



平成20年12月1日から 「路上喫煙禁止区域」が 指定されました！

小牧市快適で清潔なまちづくり条例に基づき、指定区域内での喫煙が禁止されています。

路上での喫煙により、受動喫煙による健康被害、たばこの火による火傷や吸殻のポイ捨てによるごみの散乱等、様々な問題が生じています。

皆さんの、ご理解とご協力をお願いいたします。

路上喫煙禁止区域の指定に関するQ&A

Q. どうして「路上喫煙禁止区域」を指定したのですか？

A. 路上での喫煙により、受動喫煙や火傷、ごみの散乱等、様々な問題が発生しています。

禁止区域を指定することにより、喫煙者のモラルやマナーの意識向上を図り、快適で清潔なまち小牧を目指すことを目的として指定しました。

Q. 禁止区域では、何が禁止されますか？

A. 禁止区域内では、区域内での喫煙はもちろんのこと、火の点いているたばこを所持することも禁止されます。

Q. 禁止区域外では、喫煙しても良いのですか？

A. 小牧市快適で清潔なまちづくり条例では、吸殻のポイ捨ての禁止や、公共の場所で近くに灰皿が無いとき、携帯灰皿を所持していないときは喫煙をしないよう努めていただくこととしています。

禁止区域外においても、マナーを守って喫煙いただくようお願いします。